

第6章 生物多様性保全の取り組み

第1節 生物多様性えひめ戦略

1 国の動向

国では、平成4年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成5年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多様性国家戦略（平成7年）を策定するとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）」を制定するなど各種施策を推進しており、平成20年6月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が明確にされ、生物多様性の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。さらに、平成22年3月には、生物多様性国家戦略が見直され、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や生物多様性に深刻な影響をもたらす地球温暖化と生物多様性の関係が追記され、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性などが明らかにされた。平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標（2011-2020年））が採択された。平成24年9月には生物多様性国家戦略が見直され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップが示されるとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、平成28年11月には、同戦略の進捗状況を踏まえて一層強化する取組と、新たな取組みをまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表した。令和4年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応して、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、2030年に向けた目標として、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を位置付けた。

2 本県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年3月には野生動植物保護のガイドラインとなる「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定し、平成20年3月には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）」を制定した。これにより、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとした。平成21年3月には、特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定したほか、令和元年7月には新たに10種を「特定希少野生動植物」に指定した。その後、コガタノゲンゴロウについては、生息密度や生息域の拡大により、特定希少野生動植物としての指定の必要がなくなったことから、指

定解除を決定した(R5. 4. 14施行)。令和3年2月には「レッドデータブック2014」に掲載されているニホンカモシカなどの区分変更に伴い、「レッドリスト2020」を改定したほか、令和5年2月には「レッドリスト2022」を改定した。

また、ネイチャーポジティブを実現するための環境省の新たな仕組みである「自然共生サイト」の認証制度が令和5年度から運用開始され、「愛媛県の県有林」1,134haが生態多様性の保全が図られている区域として評価され、令和6年3月に認定された。

3 戦略策定の経緯

急速に失われつつある本県の生物多様性を保全するためには、その恵みを直接享受する地域の多くの人々が、生きものとのつながりを理解して、その保全に様々な方向から取り組むとともに、それらを守り伝えていくことが大切であり、将来にわたって生物多様性の恵みを享受して、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれることが望まれている。

本県では、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成17年3月に策定した「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を全面的に見直して、本県の生物多様性保全の基本計画となる「生物多様性えひめ戦略」を平成23年12月に策定した。その後、平成29年2月には、社会経済情勢の変化等を踏まえて改訂した「第2次生物多様性えひめ戦略」を策定し、戦略に基づき、課題解決のための重点施策を積極的に展開している。

4 第2次生物多様性えひめ戦略の概要

- ・策定根拠 生物多様性基本法 第13条第1項
- ・計画期間 平成29年度から令和8年度まで（10年間）
- ・目指すべき将来像 「100年先も 生きものみんな やさしい愛顔」でいられる社会の実現
- ・推進テーマ 『伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし』
- ・4つの行動目標 「生物多様性の保全と人の営みの調和の推進」
「社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進」
「生物多様性の価値の理解と行動の促進」
「未来につなぐ人材育成とネットワークの構築」

5 生物多様性センターの設置

本県では、平成24年4月に「生物多様性えひめ戦略」の具体的な推進を図るため、希少野生動植物等の調査・研究をはじめ、情報収集・分析や標本管理、普及啓発等を一括して行う機関として「愛媛県生物多様性センター」を衛生環境研究所内に設置し、希少野生動植物の保護保全及び外来生物対策等に取り組んでいる。

[主な業務内容]

○野生動植物データベースシステムの運用管理等

レッドデータブック（RDB）改定のために集積した野生動植物の生息・生育情報を、データベース化したシステムの運用管理等。

○希少野生動植物に関する調査・研究

県条例指定の特定希少野生動植物（ウンラン等）をはじめとした、希少な野生動植物の生

息・生育調査や保全対策の研究。

○外来生物の生息状況調査

外来生物によって、生態系や農作物、人体等への被害が懸念されることから、リーフレットを作成配布し、県民に外来生物への意識を高めてもらうとともに情報収集を実施。

特に、人の生命、身体、農林水産業等へ被害拡大が懸念される特定外来生物のアライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ等について、生息状況の調査や駆除の指導を実施。

○民間団体等への活動支援

県条例指定の「特定希少野生動植物」の保全活動や普及啓発活動を行う民間団体等の活動を支援。

6 戦略の推進・進行管理

本県の生物多様性戦略の推進に向けては、県生物多様性センターと連携して取り組んでおり、「えひめの生物多様性保全推進委員会」及び「同委員会野生動植物専門部会」において、重点施策の行程と成果指標の進捗状況を毎年度、点検・評価するとともに、委員会等での審議結果を取りまとめて公表している。

・えひめの生物多様性保全推進委員会の開催状況（令和5年度）

区 分	開催日	場 所	出席者	内 容
専門部会	令和5年 12月26日（火）	衛生環境 研究所	7名	・第2次生物多様性えひめ戦略の後期行動目標等について ・その他（県内で初確認されたアルゼンチンアリについて）
委員会	令和6年 2月19日（月）	書面開催	11名	・第2次生物多様性えひめ戦略の後期行動目標等について

生物多様性えひめ戦略の推進イメージ

将来像

「100年先も 生きもの みんな やさしい愛顔」

生物多様性の恵みを享受し、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる、100年先も人を含め生きものみんなが、やさしい愛顔でいられる社会の実現を目指す。

戦略の推進テーマ

「伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし」

目標

30年先

生物多様性の
保全と管理の
目標

多様な生きものを守り、生息・生育地の生態系を保全・再生し管理していくことを目指す。

目標

生物多様性の
恵みの持続
可能な利用
の目標

社会経済的な仕組みを取り入れた生物多様性の恵みの持続可能な利用を目指す。

目標

多様な人々の
連携・協働
の目標

多様な人々が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことを目指す。

10年先

【行動目標1】
生物多様性の保全と人の営みの
調和の推進

- ① 優れた自然環境の保全・再生
- ② 里地・里山・里海の保全・再生
- ③ 希少野生動植物等の保護
- ④ 生息・生育環境に対する影響の低減
- ⑤ 野生鳥獣の適正管理
- ⑥ 外来生物対策の推進
- ⑦ 低炭素社会、循環型社会の実現に向けた取組みの推進

行動計画

【行動目標2】
社会経済活動における生物多様性
への配慮と恵みの活用推進

- ① 生物多様性保全をより重視した農林水産業の振興
- ② 社会経済活動における生物多様性の組込みの取組推進
- ③ 多様な地域資源の利活用の促進

【行動目標3】
生物多様性の価値の理解と行動
の促進

- ① 生物多様性の重要性の情報発信、啓発
- ② 生物多様性の視点を取り入れた教育・学習・体験の活動の充実
- ③ 生物多様性に配慮した行動の普及

【行動目標4】
未来につながる人材育成とネットワ
ークの構築

- ① NPO法人等活動団体や企業等の取組の支援
- ② 多様な主体が連携・協働できるネットワークの構築
- ③ 生物多様性を支える人づくり
- ④ 生物多様性支援拠点の機能充実

5年先

今後5年間の具体的な重点施策

重点推進テーマ「つなごう未来へ 人・生きもの・暮らし！」

1 “学ぼう！”えひめの多様性

理解促進プロジェクト

- 生物多様性に関する理解や環境学習の底上げ
- 自然体験等学習機会の充実

2 “つなごう！”えひめの人・生きもの・暮らし

基盤強化プロジェクト

- えひめの生物多様性拠点整備
- 人材育成と連携、協働、ネットワーク体制の構築
- 事業者の取組促進
- 調査研究及び情報発信
- 保全活動の継続支援

3 “守ろう！・活かそう！”自然と恵み

保全・再生・活用パワーアッププロジェクト

- 開発行為に関する生物多様性配慮指針の作成
- 生物多様性を支える里地・里山・里海の再生及び恵みの活用促進
- 生態系ネットワークモデルエリアの設置
- 人と野生鳥獣との共生
- 外来生物対策の推進

第2節 愛媛県鳥獣保護管理事業計画

1 計画策定の経緯

我が国には、約700種の野生鳥獣が生息して自然の一部を構成しており、その保護を図っていくことが重要であるが、人の生活圏に出没して農作物などの被害を与えることもあることから、国は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に基づき、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を定め、国全体としての鳥獣行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を推進することとしている。また、都道府県においては、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実施することとされている。

本県においては、令和4年2月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、野生鳥獣の保護管理対策を推進するため、鳥獣保護区等の指定のほか、鳥獣保護管理員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などに取り組んでいる。

2 計画の概要

- (1) 策定根拠 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第4条第1項
- (2) 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間
- (3) 計画に定める事項
 - ・鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項
 - ・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - ・特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項
 - ・第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - ・鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 - ・鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣保護管理法の施策体系

